

令和2年広審第1号

裁 決

引船A引船列漁船C衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 c

職 名 C船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官田之上輝美出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

受審人 c を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

平成30年9月24日23時34分

愛媛県岩城島南東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 引船A

台船B

総 ト ン 数 19トン  
全 長 17.75メートル 50.00メートル  
機 関 の 種 類 ディーゼル機関  
出 力 735キロワット  
船 種 船 名 漁船C  
総 ト ン 数 4.6トン  
登 録 長 12.50メートル  
機 関 の 種 類 ディーゼル機関  
漁船法馬力数 90

### 3 事実の経過

Aは、船体前部に操舵室を設け、同室前部中央に操舵スタンド、左舷側にレーダー及びGPSプロッター、右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えた鋼製引船で、a受審人ほか1人が乗り組み、船首1.5メートル船尾2.5メートルの喫水をもって、空船で船首尾0.5メートルの等喫水となった非自航鋼製台船Bを船尾に引き、Aの船尾からBの後端までの距離が約100メートルの引船列（以下「A引船列」という。）を構成し、平成30年9月24日12時00分山口県徳山下松港を発し、広島県尾道糸崎港に向かった。

a受審人は、18時00分愛媛県安居島北方沖合で単独の船橋当直に就き、操舵スタンド後方に立ち、レーダー及びGPSプロッターをいずれも作動させ、Aに船舶その他の物件を引いている航行中の動力船の灯火を表示したものの、Bには舷灯及び船尾灯の設備がなく、同号の四隅に光達距離約3キロメートルの電池式白色点滅灯各1個を点灯して、安芸灘を東行した。

a受審人は、鼻栗瀬戸を經由して岩城島南西方沖合に至り、23時

29分半少し過ぎ岩城港浜防波堤灯台（以下「岩城港灯台」という。）から103度（真方位，以下同じ。）80メートルの地点で，針路を067度に定め，6.0ノットの速力（対地速力，以下同じ。）で，手動操舵によって進行した。

23時32分半少し前 a 受審人は，岩城港灯台から072度560メートルの地点に達したとき，右舷船尾2度370メートルのところに，Cの表示する白，紅，緑3灯を視認することができ，その後同船と衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが，えい航物件を引いているので，後方から接近する他船は自船引船列を避けてくれるものと思い，見張りを十分に行わなかったため，このことに気付かずに続航した。

こうして，a 受審人は，Cと衝突を避けるための措置をとらずに尾道糸崎港に向けて進行中，23時34分岩城港灯台から070度850メートルの地点において，A引船列は，原針路及び原速力で，Bの船尾中央部に，Cの船首が後方から1度の角度で衝突した。

当時，天候は晴れで風はほとんどなく，潮候は下げ潮の中央期で，月齢は14.9，正中時刻は23時44分で，視界は良好であった。

a 受審人は，衝突に気付かないまま航行を続けていたところ，広島県加島南方沖合で巡視船に停船を指示され，海上保安官とともにBの船尾中央部に損傷を認めて衝突の事実を知り，事後の措置に当たった。

また，Cは，船体中央やや後方に操舵区画を配し，その上部に設けられたマストにマスト灯及び両色灯を備えた，レーダー及びGPSプロッターを装備しない雑漁業に従事するFRP製漁船で，c 受審人が単独で乗り組み，知人3人を乗せ，送迎の目的で，船首0.2メートル船尾1.2メートルの喫水をもって，同日23時30分愛媛県岩城漁港岩城地区を発し，同県弓削漁港に向かった。

ところで、c受審人は、平素、Cに船長として乗り組み、定置網等の漁場区域を示す簡易標識灯の設置及び漁獲物の運搬に従事しており、同船が日本小型船舶検査機構の船舶検査を受検しておらず、漁業者以外の乗船が認められていないことを承知していたものの、知人4人を弓削漁港から岩城漁港まで同乗させ、1人を下船させたのち、発航に至っていた。

c受審人は、操縦区画後壁に備えた舵輪後方に立ち、同乗者3人を船尾甲板に配して、航行中の動力船の灯火を表示し、離岸後、南下して岩城漁港岩城地区の防波堤を通過したところで弓削漁港に向けて左転し、23時32分半少し前岩城港灯台から083度200メートルの地点で、針路を066度に定め、月明かりに照らされた愛媛県赤穂根島の島影を注視して陸岸からの距離を目測しながら、12.0ノットの速力で、手動操舵によって進行した。

定針したときc受審人は、左舷船首1度370メートルのところに、A引船列のAの黄、白2灯及びその後方にBの白色点滅灯4個を視認することができ、C船首からB船尾までの距離が約260メートルとなる状況下、その後同引船列と衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、陸岸からの距離を目測することに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かずに続航した。

こうして、c受審人は、A引船列と衝突を避けるための措置をとらずに弓削漁港に向けて進行中、Cは、原針路及び原速力で、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aに損傷はなく、Bは、船尾中央部外板に修理を要しない擦過傷を生じ、Cは、船首部外板に破口を生じたが、のち修理され、Cの同乗者3人が、顔面打撲及び皮下出血、左膝左肩右肘打撲及び擦過創、顔面左上腕左背部打撲をそれぞれ負った。

(航法の適用)

本件は、夜間、海上交通安全法が適用される岩城島南東方沖合において、互いに視野の内にある状況下、いずれも東行中のA引船列とCとが衝突したものであるが、同法には本件に適用する航法規定がないことから、一般法である海上衝突予防法（以下「予防法」という。）が適用される。

本件時、Cは、A引船列の右舷後方から接近していることから、予防法第13条の追越し船の航法の適用が考えられるが、衝突のおそれがある見合い関係となったのは、Cが定針した衝突の約1分半前で、このときCの船首からB船尾までの距離は約260メートルであり、定型航法を適用するには、時間的、距離的余裕があったとは認められないことから、追越し船の航法を適用することは相当ではなく、予防法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、夜間、岩城島南東方沖合において、いずれも東行するA引船列とCとが衝突のおそれがある態勢で接近中、A引船列が、見張り不十分で、衝突を避けるための措置をとらなかったことと、Cが、見張り不十分で、衝突を避けるための措置をとらなかったこととによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、岩城島南東方沖合において、尾道糸崎港に向けて東行する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、えい航物件を引いているので、後方から接近する他船は自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、衝突のおそれがある態勢で接近するCに気付かず、衝突を避けるための措置をとらずに進行し

て衝突を招き，B及びCそれぞれに損傷を生じさせるとともに，Cの同乗者3人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては，海難審判法第3条の規定により，同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

c受審人は，夜間，岩城島南東方沖合において，弓削漁港に向けて東行する場合，接近する他船を見落とすことのないよう，見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに，同人は，陸岸からの距離を目測することに気をとられ，見張りを十分に行わなかった職務上の過失により，衝突のおそれがある態勢で接近するA引船列に気付かず，衝突を避けるための措置をとらずに進行して衝突を招き，B及びCそれぞれに損傷を生じさせるとともに，自船の同乗者3人を負傷させるに至った。

以上のc受審人の行為に対しては，海難審判法第3条の規定により，同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年2月3日

広島地方海難審判所

審判官 山 岸 雅 仁